

## 横浜駅構内における人的対応の充実について

現在、横浜駅構内において、各鉄道事業者は利用者に対する様々な人的サポートを実施するとともに、その充実を図っていますが、横浜駅は複数の鉄道が乗り入れていることに加え、現在工事中でもあり、今後ともよりきめ細かなサービスを提供していく必要があります。鉄道事業者や行政等の関係機関が綿密に協調し合って駅構内のサービス向上に努めていくことが大切です。

## 放置自転車について

横浜駅周辺地区におけるバリアフリー化を図る経路については、重点的に監視員による指導を実施することや、自転車利用者のマナーや適正利用について、社会的な世論を喚起するため、市、商店街、利用者、鉄道事業者など関係者が連携し、より効果的な啓発活動を展開することが必要です。

## 工事中の歩行者に対するバリアフリー対策について

横浜市では、工事中の歩行者へのバリアフリー対策を進めることが大切であると考え、「工事中の歩行者に対するバリアフリー対策ガイドライン」を作成し、平成17年7月1日から実施しています。横浜駅は、現在工事中であることから、このガイドラインの趣旨を踏まえ、工事中のバリアフリー策の充実を図ります。



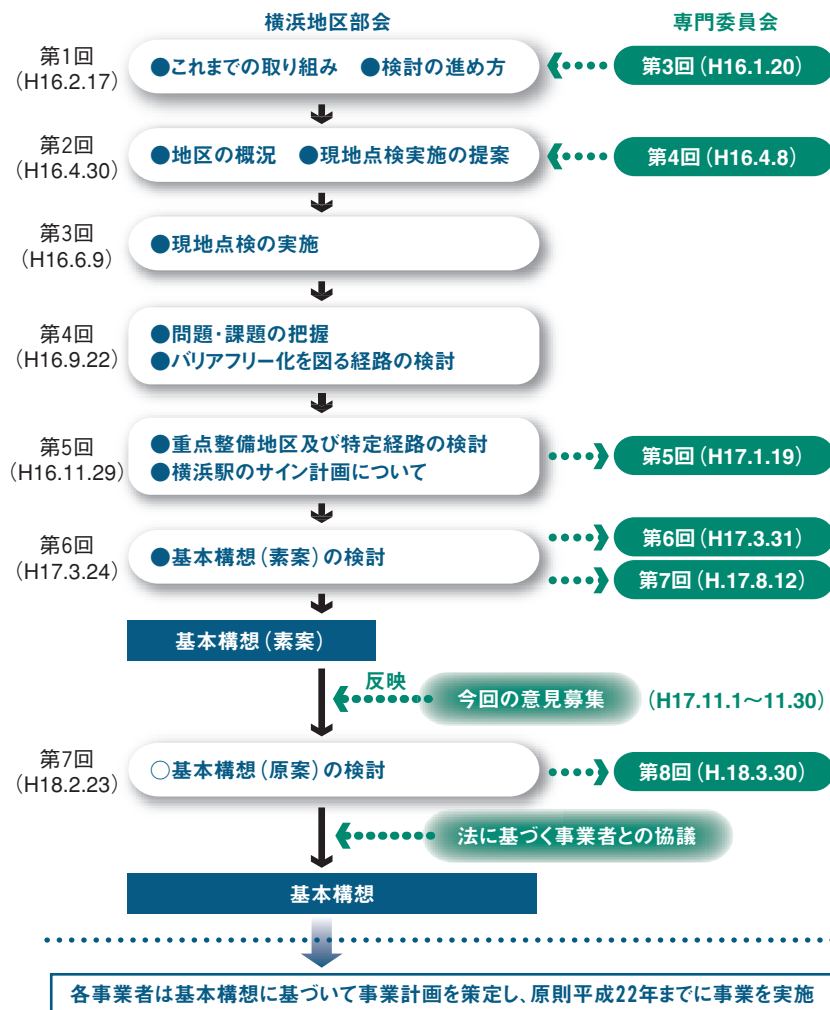
市民参加による現地点検の実施



地区部会での検討

## これまでの経過と今後の進め方

学識経験者、高齢者・障害者等の市民の方々、関係する事業者・行政機関などから構成される横浜市交通バリアフリー専門委員会と横浜地区部会を設置し、検討を進めました。



## 基本構想策定後の事業推進にあたって

- ・円滑な各種特定事業計画の策定と事業の実施を推進します。
- ・特定事業の進捗管理や事業評価の方法について検討していきます。
- ・事業の進捗状況及び事業内容について、広く市民の皆様にお知らせするように努めます。
- ・新たな技術開発の動向を踏まえ、必要に応じてバリアフリー化のための事業の見直しを検討します。

# 横浜市 横浜駅周辺地区 交通バリアフリー 基本構想 概要版

横浜市では、これまで、すべての人が基本的人権を尊重され、安心して生活し、自らの意思で自由に行動し、あらゆる分野の活動に参加することができる福祉のまちづくりを実現するため、平成9年3月に制定した「福祉のまちづくり条例」に基づき、市民・事業者と横浜市が協働して、地域福祉活動の一層の促進やソフトとハードの環境整備の推進を目指して、さまざまな取組を進めてきました。

さらに、平成12年11月から「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」(通称:交通バリアフリー法)が施行されました。これを受け、本市においても、横浜市の都心に位置づけられ、6つの鉄道が乗り入れる大規模ターミナルをかかえ、市内・市外にかかわらず来訪者が多く、また駅周辺には大規模商業施設が多く立地するとともに、かながわ県民センターや神奈川県社会福祉会館などの公的施設が存在する横浜駅周辺地区を重点整備地区に選定し、「交通バリアフリー基本構想」を策定しました。

## 横浜駅周辺地区における重点整備地区の区域

横浜駅の徒歩圏と考えられる駅を中心とした概ね500mから1km圏には、かながわ県民センター、西地区センター、西公会堂、新都市ホール、神奈川県社会福祉会館といった公共施設や福祉施設が立地しているとともに、駅周辺には、商業施設が数多く立地し、神奈川県随一の集客を誇っています。

横浜駅周辺地区における重点整備地区の区域は、このような状況を踏まえるとともに、「横浜駅周辺地区整備構想」【平成9年4月とりまとめ】と都市再生特別措置法による「都市再生緊急整備地域(横浜駅周辺地域)」【平成14年10月指定】を参考に、横浜駅を中心に、東西に位置するバスターミナルと、上記の公共施設等の主要な施設を含む範囲とします。

## 横浜駅周辺地区におけるバリアフリー化を図る経路

重点整備地区内のバリアフリー化を優先的に推進する経路については、

- ①「横浜駅周辺地区整備構想」における歩行者空間ネットワークの考え方
- ②鉄道会社間の乗り換え、及び鉄道・バス・タクシー等の異なる交通手段の乗り換え
- ③駅と主要な施設とを少なくとも1以上の経路で結ぶように設定するなど考慮しつつ、平成22年までのバリアフリー化を目標に、特に経路としての重要性、及び整備の実現性(技術的な課題への対応の可能性や全体の事業量との関係等)を踏まえ、「**特定経路**」を設定しました。さらに、特定経路を補完・代替する経路については、本市独自の取り組みとして「**準特定経路**」を設定しました。

## ●特定経路

- ・原則として、平成22年までに交通バリアフリー法に基づく基準等に沿った整備を実施する経路
- ・現段階において、横浜市福祉のまちづくり条例に基づく整備が

されており、高齢者・障害者等の円滑な移動に特に支障のない経路

## ●準特定経路

- ・今までの検討等で確認された課題について、今後、補修の機会等を捉えて、バリアフリー化に向けた整備に取り組む経路

## 参考

### 交通バリアフリー法とは…

平成12年11月に施行された交通バリアフリー法は、高齢者や身体障害者等の公共交通機関を利用した移動に係る身体の負担を軽減し、その移動の利便性及び安全性の向上を図るため、次の2つの大きな柱によりバリアフリー化を推進するものです。

### ①旅客施設及び車両のバリアフリー化の推進

公共交通事業者は、鉄道駅等の旅客施設の新設・大規模改良、車両等の新規導入の際には、バリアフリー化が義務づけられています。また、既存の旅客施設、車両のバリアフリー化については努力義務となっています。

### ②重点整備地区のバリアフリー化の推進

市町村は、一定規模の鉄道駅等の旅客施設を中心とした地区を重点整備地区として設定し、その地区を対象に、旅客施設や道路等のバリアフリー化を推進するための「**交通バリアフリー基本構想**」を策定することができます。

### 交通バリアフリー基本構想とは…

交通バリアフリー基本構想とは、重点整備地区において、鉄道駅等の旅客施設、周辺の道路、駅前広場、信号機等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため、重点整備地区の区域、バリアフリー化を図る経路、実施すべき事業の内容等を定めるものです。なお、基本構想策定後は、各事業者が基本構想に基づき具体的な事業計画を作成し、平成22年を目標に、重点整備地区内のバリアフリー化を実施することになります。

お問い合わせ 横浜市道路局計画調整部 企画課交通計画担当  
〒231-0017 横浜市中区港町1-1 電話: 045-671-4086 FAX: 045-651-6527  
ホームページ: <http://www.city.yokohama.jp/me/douro/plan/bf/>  
E-Mail: [do-barrierfree@city.yokohama.jp](mailto:do-barrierfree@city.yokohama.jp)





## 事業の基本的な考え方

ここに示した事業の基本的な考え方は、地区のバリアフリー化を進めていくために、横浜市として目標とするバリアフリー化の姿を示すものです。今後、整備を進める際には、以下の事項を踏まえて、全ての人にとって利用しやすい施設の整備を実現していくことを目標とします。

### 1. 鉄道駅のバリアフリー化

- 駅の外部から改札口を経てプラットフォームへ通ずる経路については、移動円滑化された経路を1ルート以上確保します。
- 階段は、段を容易に識別でき、滑りにくく、つまずきにくい構造とするなど、安全な階段を整備します。

- 誰にでもわかりやすく、見やすい、連続性、統一性に配慮した案内サインを整備します。
- 運行情報の案内などを、文字や音声等により情報提供します。
- 連続性等を考慮した視覚障害者誘導用ブロックを設置します。
- 主要な経路や施設・設備の位置及び内容を知らせる音響又は音声といった音案内の設置に努めます。
- エレベーター、エスカレーター、トイレ、改札口、券売機等の設備は、高齢者、障害者等すべての人が利用しやすいものとします。
- 警告ブロックやホーム柵の設置等による落下防止措置に努め、プラットフォームにおける安全対策を図ります。
- 高齢者、障害者等に対して、お客様として適切な対応や必要な介助を行うことができるよう、職員の教育訓練の充実に努めます。

行うことができるよう、職員の教育訓練の充実に努めます。

### 2. 道路等のバリアフリー化（特定経路の整備）

- 車いす使用者のすれ違いを考慮した幅員の歩道を連続的に確保します。
- 歩道は、高齢者、障害者等すべての人が安全で快適に移動できる構造とします。
- 案内標示は、誰にでもわかりやすく見やすいものになるよう連続性、統一性に配慮し整備します。
- 視覚障害者誘導用ブロックは、連続性や利用者の動線、床材の色等を考慮して敷設します。
- 特定経路の始点・終点においては、歩行空間の連続性に配慮して歩道等を整備します。

### 3. 交通安全施設等のバリアフリー化

- バリアフリー化に対応した信号機を整備します。
- 広い交差点においては、方向定位に配慮するなど、視覚障害者の誘導に十分配慮します。
- 高齢者や障害者等が安全に横断できる信号の青時間確保に配慮します。
- 音響式信号機については、周囲の環境等を考慮し、利用者が横断するために的確に判断できる音量の調整について検討を行います。
- 歩行者の安全な移動を確保するため、違法駐車対策の強化や、必要に応じて交通規制の実施を検討します。

## 4. バスのバリアフリー化

- バリアフリー化に対応したバス車両の導入を推進します。
- 高齢者、障害者等すべての人が利用しやすいバス停留所を整備します。
- 職員の教育訓練の充実に努めます。
- インターネット等を活用したノンステップバスの運行情報の提供に努めます。

## 事業の実施に合わせ配慮すべき事項

乗降客が多い大規模ターミナルである横浜駅においては、図に示した主な事業の実施に合わせ、以下に示す事項についても配慮します。

### 横浜駅における複数ルートのバリアフリー化について

- 横浜駅では、今後進められる事業によって1経路以上のバリアフリー化された経路が確保されますが、その経路が必ずしも一般的な経路（最短経路）と一致するわけではありません。利用者の利便性を一層向上させるためには、できる限り全ての経路をバリアフリー化、複数のバリアフリー化された経路が確保できるように、検討していく必要があります。

### 横浜駅における視覚障害者の移動支援について

- 駅構内における視覚障害者の移動支援については、視覚障害者誘導用ブロック、音響・音声案内装置、階段手すりの点字表示、点字による案内板など、それぞれの特性を勘案して複合的に活用する必要があります。横浜駅においては、これらの設備の整備が、横浜駅整備事業に合わせ進められていますが、わかりやすさや使いやすさに関して不十分な点があるため、利用者の意見を聴きながら、その結果をメーカーに伝える等の改善に向けて取り組んでいく必要があります。

## バリアフリー化を図る経路と主な事業の内容

